

申告期間は2月16日(日)から3月17日(月)まで



中古と賃貸は 3月17日(月)まで 3月31日(月)

①大部分のサラリーマンは、年末調整で所得税の納税を完了しますが、次のような場合は、確定申告をしなければなりません。  
②給与所得や退職所得以外の所得

③ご利用ください!  
安全便利な振替納税  
還付金も口座振替で

④サラリーマンの確定申告



⑤利用ください!  
安全便利な振替納税  
還付金も口座振替で

⑥年中の途中で退職し、再就職していない場合

⑦災害や盗難に遭った場合

⑧多額の医療費を支払った場合  
(医療費控除)

⑨マイホームをローン等で取得した場合(住宅借入金等特別控除)

⑩年中の途中で退職し、再就職していない場合

申告期限になると、大変混雑しますので、できるだけ早めに

## 所得税の確定申告

申告しましょう。

確定申告は、町の相談会場でもお受けしますが、次に該当するかたは税務署で申告してください。

①青色申告のかた

申告には、年間の収入金額がわかる書類(生命保険料等の領収書や扶込証明書等)が必要になります。所得の内容によって次のようになります。

事業所得や不動産所得のあるかた

●収支内訳書、事業に要した必要な経費の領収書等

●青色申告するかた

●決算書等

●譲渡所得のあるかた

●契約書、必要経費の領収書等

## 確定申告で税が戻ります

確定申告をする義務のないかたでも次のような場合は、確定申告で所得税が戻ることがあります。(所得税を納めてある場合)

- ①マイホームをローン等で取得した場合(住宅借入金等特別控除)
- ②多額の医療費を支払った場合  
(医療費控除)
- ③災害や盗難に遭った場合
- ④年中の途中で退職し、再就職していない場合

# 所得税・住民税の申告はお早めに

平成14年分(平成14年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告と住民税(町・県民税)申告受付が始まります。期間は2月16日(日)から3月17日(月)まで(土・日曜日は除く)です。期間中は、館林税務署および町の相談会場で皆さんからの申告・納税相談をお受けします。所得税は、この申告により税額が確定し、納税(還付)によって完了しますが、住民税(町・県民税)は、確定した税額を平成15年度に納税していただくことになります。

- ②確定申告書が送られたかたで営庶業のかた
- ③譲渡所得のあつたかた(土地や建物を売ったかた)

金額が20万円を超えるかた  
③給与の支払いを2か所以上から受けているかたで、年末調整されなかつた給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えるかた  
③年末調整した内容に変更がある場合